

【公開版】

2022埋計発第5号

2022年4月15日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

## 1. 変更の内容

令和3年9月7日付原規規発第2109072号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表

## 2. 変更の理由

以下に示すとおり、埋設事業部の組織改正に伴う変更、品質・保安会議に係る事項の変更について反映する。

### (1) 埋設事業部の組織改正に伴う変更

令和3年7月21日付原規規発第2107212号をもって許可を受けた廃棄物埋設の事業の変更許可（以下「事業許可」という。）に基づく保安活動の着実な実施を目的として、以下の組織改正を実施する。

- a. 低レベル放射性廃棄物埋設センター（以下「埋設センター」という。）に埋設建設部を設置する。埋設建設部には建設課を設置する。
- b. 埋設センターに操業と安全評価に関する業務を担当する埋設運営部を設置する。埋設運営部には埋設業務課、評価技術課、運営課、保全課、警備課を設置する。
- c. 保安教育・防災に関する業務を安全・品質保証部に移管し、安全管理課を新設する。

### (2) 品質・保安会議に係る事項の変更

#### a. 品質・保安会議議長の変更

役員業務分担見直しに伴い、品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

#### b. 廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更し、明確化するため、保安規定第8条（職務）及び第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

### (3) 記載の適正化

事業許可を踏まえた記載の適正化等を行う。

## 3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。

(2) 本規定施行の際、第8条（職務）第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定及び第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等）については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (1/27)

現 行					改正後					変更理由
表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)					表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)					・記載の適正化
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—			調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—	
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—			埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—	
4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条			品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条	
		埋施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条			埋施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (2/27)

現 行				改正後				変更理由		
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌の再編に基づく文書体系の見直し</li> <li>・第15条第3項の削除に伴う条項整理</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌の再編に基づく文書体系の見直し</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌の再編に基づく文書体系の見直し</li> <li>・施設管理を統括する「廃棄物埋設施設施設管理要領」の制定に伴う文書体系の見直し（「廃棄物埋設施設保守管理要領」、「設置および改造工事に係る設計管理要領」も同様）</li> </ul>
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—			調達室 教育訓練要領	調達室長	—	
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—	
		<u>廃棄物埋設施設保安教育実施要領</u>	事業部長	第63条			<u>教育訓練要領</u>	事業部長	第63条	
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第10条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第10条	
		廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第14条～第17条 第19条、 <u>第24条</u> 第30条、 第32条～第35条			廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第14条、 <u>第16条</u> 第17条、第19条 <u>第20条</u> 、第30条 第32条～第35条	
		廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第15条			廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第15条	
		廃棄体確認要領	事業部長	第17条			廃棄体確認要領	事業部長	第17条	
		土木管理要領	事業部長	第19条～第24条 第27条、第28条			土木管理要領	事業部長	第19条 <u>第21条</u> ～第24条 第27条、第28条	
		<u>埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領</u>	事業部長	<u>第22条</u>			<u>廃棄物埋設施設施設管理要領</u>	事業部長	<u>第22条～第25条</u> <u>第47条</u>	
		技術情報管理要領	事業部長	第22条、第65条			技術情報管理要領	事業部長	第22条、第65条	
		<u>廃棄物埋設施設保守管理要領</u>	事業部長	<u>第22条、第24条</u> <u>第47条</u>			建物管理要領	事業部長	第22条～第24条	
		<u>設置および改造工事に係る設計管理要領</u>	事業部長	<u>第22条～第24条</u>			廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第22条、第24条 第31条～第41条 第43条～第49条 第54条、第60条	
		建物管理要領	事業部長	第22条～第24条			設計管理要領	事業部長	第22条、第23条	
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第22条、第24条 第31条～第41条 第43条～第49条 第54条、第60条						

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (3/27)

現 行					改正後					変更理由
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第26条～第29条			廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第26条、第29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌の再編に基づく関連条項の見直し</li> </ul>
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第42条			濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第42条	
		輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第49条			輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第49条	
		廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第50条の2～第53条 第55条～第61条 第64条、第67条			廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第50条の2～第53条 第55条～第61条 第64条、第67条	
		廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第29条の2 第65条			廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第29条の2 第65条	
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第23条	7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第23条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計開発について、「設計管理要領」に一本化したことによる文書体系の見直し（「設置および改造工事に係る設計管理要領」、「建物管理要領」、「建物管理要領」も同様）</li> </ul>
		土木管理要領	事業部長	第23条						
		設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第23条						
		建物管理要領	事業部長	第23条						
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第18条、第25条	8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第18条、第25条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	
<p align="center"><b>第3章 保安管理体制</b> 第2節 職務</p> <p>(職務) 第8条 第1項 略 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、埋設施設に係る保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設</p>					<p align="center"><b>第3章 保安管理体制</b> 第2節 職務</p> <p>(職務) 第8条 第1項 略 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、埋設施設に係る保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員等への安全に係る教育を安全・品質本部長の職務として追加</li> </ul>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (4/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>計画に関する業務を行う。</p> <p>(8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計 <u>及び埋設施設の定期的な評価等</u>に関する業務を行う。</p> <p>(9) <u>安全管理部長</u>は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。</p> <p>(10) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）は、<u>埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u> <u>ただし、第14号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。</u> <u>また、埋設施設の施設管理のとりまとめに関する業務を行う。</u></p> <p>(11) 品質保証課長は、品質マネジメントシステムに係る記録<u>管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(12) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。</p> <p>(13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) <u>埋設技術課長</u>は、排水監視に関する調査、<u>保安教育及び埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</u> <u>また、埋設施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備及び自然災害等発生時の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(15) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認<u>及び</u>定置に関する業務を行う。</p> <p>(16) <u>土木課長</u>は、埋設設備の構築、<u>埋設設備への充填材充填、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</u></p> <p>(17) <u>施設建物管理課長</u>は、低レベル廃棄物管理建屋の巡視点検に関する業務を行う。</p>	<p>計画に関する業務を行う。</p> <p>(8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) <u>安全・品質保証部長</u>は、品質保証課長、<u>安全管理課長</u>、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、<u>安全管理課長</u>、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。 <u>ただし、第11号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。</u></p> <p>(10) 品質保証課長は、<u>事業部長が行う</u>品質マネジメントシステムに係る<u>業務の</u>記録に関する業務を行う。</p> <p>(11) <u>安全管理課長</u>は、<u>埋設施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備、非常時等<sup>*1</sup>の通信連絡手順の整備及び保安教育の総括に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</u> <u>※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</u></p> <p>(12) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。</p> <p>(13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）は、<u>埋設運営部長及び埋設建設部長を指揮し、埋設運営部長及び埋設建設部長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p>(15) <u>埋設運営部長</u>は、<u>埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長を指揮し、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p>(16) <u>埋設業務課長</u>は、<u>廃棄体の記録確認に関する業務を行う。</u></p> <p>(17) <u>評価技術課長</u>は、排水監視に関する調査、<u>覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等及び埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行う。</u></p> <p>(18) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認、<u>定置、埋設設備への充填材充填、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工、埋設設備の排水の状況の監視及び埋設保全区域の設定</u>に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全課長は、<u>施設管理の取りまとめに関する業務を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う名称の変更及び業務所掌再編の反映</li> <li>・事業部間での整合を図った記載の適正化</li> <li>・新設課長の追加</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・新設部長の追加</li> <li>・新設課長の追加</li> <li>・組織改正に伴う名称変更及び業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・新設課長の追加</li> <li>・組織改正に伴う業務</li> </ul>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (5/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(19) 別表1の<u>担当課長(以下「管理担当課長」という。)</u>は、<u>同表に定める施設の管理(保修及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。)</u>に係る業務を行う。</p> <p>(20) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>(20) 警備課長は、周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p><u>(21) 埋設建設部長は、建設課長を指揮し、建設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p>(22) <u>建設課長</u>は、埋設設備の構築、覆土<u>及び周辺監視区域の地下水位の監視</u>に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表1の<u>管理担当課長</u>は、<u>施設の管理に関する業務を行い、保修担当課長は、施設の点検、工事等に関する業務</u>を行う。</p> <p>(24) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>所掌再編の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設部長の追加</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・管理担当課長が所管していた保修担当業務を専門に担当する保修担当課長の新設</li> </ul>
<p>第4節 会議体 (品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条 第1項 略</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>副社長(安全担当)</u>を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 略</p> <p><u>6 品質・保安会議は、廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p>第4節 会議体 (品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条 第1項 略</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質・保安会議の議長を変更</li> <li>・品質・保安会議の議長を変更</li> <li>・品質・保安会議の議長を変更</li> <li>・役員等への安全に係る教育を安全・品質本部長の職務に変更</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 廃棄物埋設管理</b></p> <p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力10,000m<sup>3</sup>/y(200Lドラム缶50,000本相当/y)を超えないことを遵守する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 廃棄物埋設管理</b></p> <p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力10,000m<sup>3</sup>/y(200Lドラム缶50,000本相当/y)を超えないことを遵守する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物埋設の行為は第16条～第21条で具体化されていることから削除</li> </ul>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (6/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 <b>運営課長</b>は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 <b>埋設業務課長</b>は、埋設する廃棄体が記録により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p><u>2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</u></p> <p>3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第18条 <b>安全管理部長</b>は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第18条 <b>安全・品質保証部長</b>は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2～6 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>
<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 <b>土木課長</b>は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 <b>運営課長</b>は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する。</p> <p>3 <b>運営課長</b>は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 <b>建設課長</b>は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 <b>保全課長</b>は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する<u>とともに、確認した結果を運営課長に通知する。</u></p> <p>3 <b>保全課長</b>は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する<u>とともに、確認した結果を運営課長に通知する。</u></p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p>(充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)</p> <p>第20条 <b>土木課長</b>は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 <b>土木課長</b>は、充填材充填の完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。</p> <p>3 <b>土木課長</b>は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。なお、覆いには収着性（分配係数）を有する材料を用いる。</p>	<p>(充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)</p> <p>第20条 <b>運営課長</b>は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 <b>運営課長</b>は、充填材充填の完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。</p> <p>3 <b>運営課長</b>は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。なお、覆いには収着性（分配係数）を有する材料を用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p>(覆土)</p> <p>第21条 <b>土木課長</b>は、覆土前の1号埋設設備及び2号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、覆土前の3号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足す</p>	<p>(覆土)</p> <p>第21条 <b>建設課長</b>は、覆土前の1号埋設設備及び2号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、覆土前の3号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (7/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>る点検管を施工する。</p> <p>2 <b>土木課長</b>は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること、収着性（分配係数）を有する材料であること及び低透水性（透水係数）を確保していることを確認する。また、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 <b>土木課長</b>は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<p>る点検管を施工する。</p> <p>2 <b>建設課長</b>は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること、収着性（分配係数）を有する材料であること及び低透水性（透水係数）を確保していることを確認する。また、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 <b>建設課長</b>は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>
<p>(施設管理計画)</p> <p>第22条 埋設施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、<b>開発設計部長及び管理担当課長</b>に、1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p><b>開発設計部長及び管理担当課長</b>は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p><b>開発設計部長及び管理担当課長</b>は、3の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) <b>センター長</b>は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) <b>センター長</b>は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) <b>センター長</b>は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第22条 埋設施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、<b>埋設運営部長</b>に、1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p><b>開発設計部長及び保修担当課長</b>は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p><b>開発設計部長及び保修担当課長</b>は、3の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) <b>埋設運営部長</b>は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) <b>埋設運営部長</b>は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) <b>埋設運営部長</b>は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (8/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) センター長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3 の保全対象範囲に対し開発設計部長及び管理担当課長が作成する 6.1 から 6.3 の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 埋設施設の巡視（埋設施設の保全のために実施するものに限る。）</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事</p> <p>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関する事</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 管理担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、作業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する</p>	<p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 埋設運営部長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 埋設運営部長は、3 の保全対象範囲に対し開発設計部長及び<b>埋設運営部長</b>が作成する 6.1 から 6.3 の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 埋設施設の巡視（埋設施設の保全のために実施するものに限る。）</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事</p> <p>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関する事</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) <b>埋設運営部長</b>は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) <b>埋設運営部長</b>は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) <b>埋設運営部長</b>は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、作業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する</p>	<p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (9/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第26条第5項により修復の必要があると認められた場合は第27条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 開発設計部長及び<b>管理担当課長</b>は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) <b>管理担当課長</b>は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) <b>管理担当課長</b>は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p>	<p>場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第26条第5項により修復の必要があると認められた場合は第27条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 開発設計部長及び<b>保修担当課長</b>は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) <b>保修担当課長</b>は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) <b>保修担当課長</b>は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p>	<p></p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>





濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (11/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>10 保全の有効性評価</p> <p><b>管理担当課長</b>は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) <b>管理担当課長</b>は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) <b>管理担当課長</b>は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) <b>管理担当課長</b>は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき<b>保全を実施した職位</b>に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <b>保全を実施した各職位</b>は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>開発設計部長<b>及び</b>管理担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の設備をいう。)</p> <p>13 情報共有</p> <p><b>管理担当課長</b>は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、「技術情報管理要領」に基づき、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。</p>	<p>10 保全の有効性評価</p> <p><b>保修担当課長</b>は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) <b>保修担当課長</b>は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) <b>保修担当課長</b>は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) <b>保修担当課長</b>は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき<b>埋設運営部長</b>に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <b>埋設運営部長</b>は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>開発設計部長、<b>管理担当課長</b><b>及び</b><b>保修担当課長</b>は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の設備をいう。)</p> <p>13 情報共有</p> <p><b>保修担当課長</b>は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、「技術情報管理要領」に基づき、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p>(設計管理)</p> <p>第23条 開発設計部長及び<b>管理担当課長</b>は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 開発設計部長及び<b>管理担当課長</b>は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発には、施設管理の結果から</p>	<p>(設計管理)</p> <p>第23条 開発設計部長及び<b>保修担当課長</b>は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 開発設計部長及び<b>保修担当課長</b>は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発には、施設管理の結果から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (12/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</p>	<p>得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</p>	
<p>(作業管理) 第 24 条 <b>管理担当課長</b>は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 <b>管理担当課長</b>は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1)～(8) 略 3 <b>管理担当課長</b>は、過去に実施した設計を変更し、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略 4 略</p>	<p>(作業管理) 第 24 条 <b>保修担当課長</b>は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 <b>保修担当課長</b>は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1)～(8) 略 3 <b>保修担当課長</b>は、過去に実施した設計を変更し、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略 4 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p>(廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施) 第 25 条 <b>安全管理部長</b>は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第 6 条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。 2～6 略</p>	<p>(廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施) 第 25 条 <b>安全・品質保証部長</b>は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第 6 条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。 2～6 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 廃棄物埋設地の保全</b></p> <p>(埋設設備の排水の監視) 第 26 条 運営課長は、別表 5 に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び<b>埋設技術課長</b>に通知する。 2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表 6 に定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を<b>埋設技術課長</b>に通知する。 3 <b>埋設技術課長</b>は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。 5 <b>埋設技術課長</b>は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 廃棄物埋設地の保全</b></p> <p>(埋設設備の排水の監視) 第 26 条 運営課長は、別表 5 に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び<b>評価技術課長</b>に通知する。 2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表 6 に定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を<b>評価技術課長</b>に通知する。 3 <b>評価技術課長</b>は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。 5 <b>評価技術課長</b>は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>
<p>(埋設設備の修復) 第 27 条 <b>土木課長</b>は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。 2 <b>土木課長</b>は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略 3 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p>	<p>(埋設設備の修復) 第 27 条 <b>建設課長</b>は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。 2 <b>建設課長</b>は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略 3 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>
<p>(埋設設備の修復後の措置) 第 28 条 <b>土木課長</b>は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p>	<p>(埋設設備の修復後の措置) 第 28 条 <b>建設課長</b>は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (13/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>2 <b>土木課長</b>は、前条第2項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	<p>2 <b>建設課長</b>は、前条第2項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	<p>・組織改正に伴う名称変更</p>
<p>(周辺監視区域の地下水の監視) 第29条 放射線管理課長は、別表7に定めるところにより、別図2に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、「平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。 2 <b>土木課長</b>は、別表8に定めるところにより、別図2に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	<p>(周辺監視区域の地下水の監視) 第29条 放射線管理課長は、別表7に定めるところにより、別図2に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、「平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。 2 <b>建設課長</b>は、別表8に定めるところにより、別図2に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	<p>・組織改正に伴う名称変更</p>
<p>(覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画) 第29条の2 <b>開発設計部長</b>は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。 2 <b>開発設計部長</b>は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設する。</p>	<p>(覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画) 第29条の2 <b>評価技術課長</b>は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。 2 <b>評価技術課長</b>は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設する。</p>	<p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映 ・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>
<p>(放射線測定器類の管理) 第47条 放射線管理課長及び<b>運営課長</b>は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び<b>運営課長</b>は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第47条 放射線管理課長及び<b>保全課長</b>は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び<b>保全課長</b>は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映 ・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>
<p style="text-align: center;"><b>第9章 非常時等の措置</b></p> <p>第1節 火災及び自然災害等発生時の体制の整備 (火災発生時の体制の整備) 第50条の2 <b>埋設技術課長</b>は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1)～(3) 略 2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。 3 <b>埋設技術課長</b>は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<b>する</b>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 非常時等の措置</b></p> <p>第1節 火災及び自然災害等発生時の体制の整備 (火災発生時の体制の整備) 第50条の2 <b>安全管理課長</b>は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1)～(3) 略 2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。 3 <b>安全管理課長</b>は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<b>させる</b>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映 ・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>
<p>(自然災害等発生時の体制の整備) 第50条の3 <b>埋設技術課長</b>は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1)～(3) 略</p>	<p>(自然災害等発生時の体制の整備) 第50条の3 <b>安全管理課長</b>は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1)～(3) 略</p>	<p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (14/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 <b>埋設技術課長</b>は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<b>する</b>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 <b>安全管理課長</b>は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<b>させる</b>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p style="text-align: center;">第2節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第 51 条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第 51 条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、<b>安全・品質保証部長</b>、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第 55 条の 2 <b>埋設技術課長</b>は、非常時等<sup>※1</sup>に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。 <b>※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</b></p>	<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第 55 条の 2 <b>安全管理課長</b>は、非常時等に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・第 8 条に記載したことから削除</li> </ul>
<p>(安全避難通路等)</p> <p>第 55 条の 3 <b>施設建物管理課長</b>は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>2 <b>土木課長</b>は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>3 <b>運営課長</b>は、可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。</p> <p>4 各課長は、第 1 項及び第 2 項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第 55 条の 3 <b>保全課長</b>は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>2 <b>建設課長</b>は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>3 <b>保全課長</b>は、可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。</p> <p>4 各課長は、第 1 項及び第 2 項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p>(通報)</p> <p>第 57 条 第 51 条第 1 項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p>	<p>(通報)</p> <p>第 57 条 第 51 条第 1 項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに<b>安全・品質保証部長</b>、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>

現 行	改正後	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第 10 章 保安教育</b></p> <p>(保安教育)</p> <p>第 63 条 <b>埋設技術課長</b>は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 事業部長は、第 1 項の計画を定めるに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員等及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>また、運営課長、<b>土木課長</b>は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 <b>埋設技術課長</b>は、第 1 項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 10 章 保安教育</b></p> <p>(保安教育)</p> <p>第 63 条 <b>安全管理課長</b>は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 事業部長は、第 1 項の計画を定めるに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員等及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>また、運営課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 <b>安全管理課長</b>は、第 1 項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>第 11 章 埋設施設の定期的な評価等</b></p> <p>(埋設施設の定期的な評価等)</p> <p>第 65 条 <b>埋設技術課長</b>は、10 年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果</p> <p>ロ 別図 2 に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>ハ 別図 2 に示す場所における地下水位の測定の結果（覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施）</p> <p>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>(3) 必要に応じ第 2 号を補完する室内試験の結果</p> <p>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 <b>埋設技術課長</b>は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。</p> <p>3 <b>埋設計画部長、開発設計部長及び各課長</b>は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 <b>埋設計画部長、開発設計部長及び各課長</b>は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 11 章 埋設施設の定期的な評価等</b></p> <p>(埋設施設の定期的な評価等)</p> <p>第 65 条 <b>評価技術課長</b>は、10 年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果</p> <p>ロ 別図 2 に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>ハ 別図 2 に示す場所における地下水位の測定の結果（覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施）</p> <p>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>(3) 必要に応じ第 2 号を補完する室内試験の結果</p> <p>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 <b>評価技術課長</b>は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。</p> <p>3 <b>評価技術課長</b>は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 <b>評価技術課長</b>は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (16/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>5 <b>埋設技術課長</b>は、第3項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>7 <b>埋設計画部長、開発設計部長及び各課長</b>は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>8 <b>埋設技術課長</b>は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第6項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>9 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第5項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>5 <b>評価技術課長</b>は、第3項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>7 <b>評価技術課長</b>は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>8 <b>評価技術課長</b>は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第6項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>9 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第5項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う名称変更</li> </ul>
	<p>附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)</p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、第8条(職務)第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定及び第11条(品質・保安会議の審議事項、構成等)については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。</u></p>	

現 行	改正後	変更理由
		<p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>
<p>別図1 保安に関する組織 (第7条関係)</p>	<p>別図1 保安に関する組織 (第7条関係)</p>	



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (18/27)

現 行				改正後				変更理由	
別表1 施設の管理 <u>(<b>保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。</b>)</u> に関する業務の担当課長 (第8条関係)				別表1 施設の管理 <u>及び点検、工事等</u> に関する業務の担当課長 (第8条関係)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業部間での整合を図った記載の適正化</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映 (保守担当課長の追加、各設備等における担当課長の見直し)</li> </ul>	
設備等		管理担当課長		設備等		管理担当課長	保守担当課長		
廃棄物埋設地	埋設設備	土木課長		廃棄物埋設地	埋設設備	運営課長	建設課長		
	覆土				建設課長	建設課長			
廃棄物埋設地の附属施設	排水・監視設備	運営課長 土木課長		廃棄物埋設地の附属施設	排水・監視設備	運営課長	保全課長 建設課長		
	低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長			低レベル廃棄物管理建屋	運営課長	保全課長		
	換気空調設備	運営課長			換気空調設備	運営課長	保全課長		
	放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長		放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	保全課長	
		廃棄体検査設備							
	放射線管理施設	除染設備	放射線管理課長		放射線管理施設	除染設備	放射線管理課長	保全課長	
		放射線監視・測定設備 (排気用モニタ、エリアモニタ)							
		放射線監視・測定設備 (ダストサンプラ、放射線サーベイ機器)							
		個人管理用測定設備							
		試料分析関係設備							
		出入管理設備							
		放射線管理設備*1							
		表示設備							
	その他の設備*1								
	監視測定設備 (放射線管理施設と兼用するものを除く)	表示設備	放射線管理課長		監視測定設備 (放射線管理施設と兼用するものを除く)	表示設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
		地下水採取孔				放射線管理課長		放射線管理課長	
	廃棄施設	液体廃棄物処理設備	運営課長		監視測定設備 (放射線管理施設と兼用するものを除く)	地下水採取孔	放射線管理課長	放射線管理課長	
		固体廃棄物処理設備				建設課長		建設課長 評価技術課長	
排気口		建設課長				建設課長 評価技術課長			
排水口									
通信連絡設備*1	運営課長 放射線管理課長 施設建物管理課長		廃棄施設	液体廃棄物処理設備	運営課長	保全課長			
廃棄物埋設地の安全避難通路	土木課長		廃棄施設	固体廃棄物処理設備					
				低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路			施設建物管理課長		排気口
*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。	施設建物管理課長		*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。	通信連絡設備*1			排水口	運営課長	保全課長
					運営課長 放射線管理課長	保全課長			
					建設課長	建設課長			
					運営課長	保全課長			
*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。	施設建物管理課長		*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。	廃棄物埋設地の安全避難通路	建設課長	建設課長	建設課長		
					低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路			運営課長	保全課長

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (19/27)

現 行					改正後					変更理由	
別表 16 放射線測定器類 (第 47 条関係)					別表 16 放射線測定器類 (第 47 条関係)					・組織改正に伴う業務所掌再編の反映	
測定器名	数量	点検責任者			測定器名	数量	点検責任者				
・線量当量率サーバイメータ γ線用サーバイメータ	6台	放射線管理課長			・線量当量率サーバイメータ γ線用サーバイメータ	6台	放射線管理課長				
・汚染サーバイメータ β線用サーバイメータ	4台										
・ダストサンプラ	2台										
・放射能測定装置	4台										
・積算線量計*1	1式										
・個人線量計 (警報付電子線量計)	1式										
・モニタリングポスト*1	3式										
・気象観測機器*1 雨雪量計	1式	運営課長			・気象観測機器*1 雨雪量計	1式	保全課長				
・排気用モニタ	1台				・排気用モニタ	1台					
・エリアモニタ	5台				・エリアモニタ	5台					
*1：ウラン濃縮工場と共用する。					*1：ウラン濃縮工場と共用する。						
別表 19 保安教育の実施方針 (社員等) (第 63 条関係)					別表 19 保安教育の実施方針 (社員等) (第 63 条関係)					・組織改正に伴う業務所掌再編の反映	
対象者の区分	操作員	土木課員	管理区域内 作業を行う 者	その他の者	再教育 の頻度	対象者の区分	操作員	保全課員 建設課員	管理区域内 作業を行う 者		その他の者
保安教育項目 関係法令及び保安規定の遵守に関すること (120分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定 (事業許可申請書等に関することを含む) 全般、解説及び運用等				1回/年	保安教育項目 関係法令及び保安規定の遵守に関すること (120分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定 (事業許可申請書等に関することを含む) 全般、解説及び運用等				1回/年
	廃棄物埋設施設保安規定の改正内容 (改正教育)				改正の都度		廃棄物埋設施設保安規定の改正内容 (改正教育)				改正の都度
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること (右記内容全体で120分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること (異常事象内容と対応体制等)				1回/3年	廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること (右記内容全体で120分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること (異常事象内容と対応体制等)				1回/3年
	巡視及び点検に関すること		対象外		1回/3年		巡視及び点検に関すること		対象外		1回/3年
	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1回/3年		運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1回/3年
放射線管理に関すること (240分以上、ただし、実務知識については60分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること			対象外	—	放射線管理に関すること (240分以上、ただし、実務知識については60分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること			対象外	—
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識			対象外	1回/年		放射線防護及び放射線管理に係る実務知識			対象外	1回/年
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (右記内容全体で60分以上)	廃棄物の種類及び性状等に関すること		対象外		1回/3年	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (右記内容全体で60分以上)	廃棄物の種類及び性状等に関すること		対象外		1回/3年
	廃棄物の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること		対象外		1回/3年		廃棄物の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること		対象外		1回/3年
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項			対象外	—		廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項			対象外	—



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (20/27)

現 行				改正後				変更理由
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識	対象外	1回/年		廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識	対象外	1回/年	
非常の場合に講ずべき処置に関すること (各 60 分以上)	非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能 (他の教育項目に含まれる事項を除く) (非常時要員)		1回/年	非常の場合に講ずべき処置に関すること (各 60 分以上)	非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能 (他の教育項目に含まれる事項を除く) (非常時要員)		1回/年	
	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等 (非常時要員以外の者)		1回/3年		非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等 (非常時要員以外の者)		1回/3年	
<p>1. 新規配属等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。</p> <p>2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。</p> <p>3. 非常時要員については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」及び「非常の場合に講ずべき処置に関すること」を実施する。</p> <p>4. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。</p>				<p>1. 新規配属等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。</p> <p>2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。</p> <p>3. 非常時要員については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」及び「非常の場合に講ずべき処置に関すること」を実施する。</p> <p>4. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。</p>				

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (21/27)

現 行						改正後						変更理由
別表 20 保安活動に関する記録 (第 66 条関係) 1. 埋設規則第 13 条に基づく記録						別表 20 保安活動に関する記録 (第 66 条関係) 1. 埋設規則第 13 条に基づく記録						<ul style="list-style-type: none"> <li>組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> </ul>
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間			
(1)第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 6 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長、 <u>埋設技術課長、運営課長、放射線管理課長、施設建物管理課長及び土木課長</u>	検査課長、 <u>埋設技術課長、運営課長、放射線管理課長、施設建物管理課長及び土木課長</u>	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	(1)第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 6 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長	検査課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
	ロ 法第 51 条の 6 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		検査課長、 <u>運営課長</u>	検査課長、 <u>運営課長</u>			ロ 法第 51 条の 6 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長	検査課長		
	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長			ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長		
(2)放射線管理記録*1	イ 放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度			(2)放射線管理記録*1	イ 放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度			10 年間		
	ロ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	放射線管理課長	放射線管理課長		ロ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	放射線管理課長	放射線管理課長			
	ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る 1 月間 (すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては 1 週間) の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月 1 回 (1 週間の線量当量にあつては毎週 1 回)	放射線管理課長	放射線管理課長		ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る 1 月間 (すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては 1 週間) の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月 1 回 (1 週間の線量当量にあつては毎週 1 回)	放射線管理課長	放射線管理課長		線量当量にあつては 10 年間、地下水中の放射性物質の濃度にあつては、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (22/27)

現 行						改正後						変更理由
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	
(2)放射線管理記録*1	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間		(2)放射線管理記録*1	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間		ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度					ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度				
	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時					ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時				
	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間		チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間	
	リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合に於ける当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間		リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合に於ける当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合にはその方法	封入又は固化の都度					ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合にはその方法	封入又は固化の都度				

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (23/27)

現 行						改正後						変更理由
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	
(2)放射線管理記録*1	ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間	(2)放射線管理記録*1	ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1年間	・組織改正に伴う業務所掌再編の反映
(3)警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1年間	(3)警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1年間	
(4)廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った各職位の者	施設管理を行った各職位の者	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合には、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）	(4)廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った各職位の者	施設管理を行った各職位の者	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合には、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）	
	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	<u>評価を行った各職位の者</u>	<u>評価を行った各職位の者</u>	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間		ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	<u>埋設運営部長</u>	<u>埋設運営部長</u>	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
(5)廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(5)廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置											
	ハ 事故の原因											
	ニ 事故後の処置											



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (24/27)

現 行						改正後						変更理由
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	
(6)降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間	(6)降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
	ロ 1月間についての積算降雨量	毎月1回			法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間		毎月1回	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間				
(7)地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	土木課長	土木課長	(7)地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	建設課長	建設課長			
(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
(9)保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間	(9)保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間	
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	教育を実施したとき					教育を実施したとき					
	ハ 保安教育を受けた者の氏名											
(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間			

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (25/27)

現 行						改正後						変更理由
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	
(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	<u>埋設技術課長</u>	<u>埋設技術課長</u>	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	<u>評価技術課長</u>	<u>評価技術課長</u>	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	・組織改正に伴う業務所掌再編の反映
	ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者			ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者		
*1：線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。 *2：保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。						*1：線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。 *2：保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。						
添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第50条の2及び第50条の3関連） 1 火災 <u>埋設技術課長</u> は、火災発生時のための体制の整備として、次の1.1から1.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 1.1 要員の配置 <u>埋設技術課長</u> は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊（第52条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 1.2 教育訓練の実施 <u>埋設技術課長</u> は、該当する要員に対して、第63条に関連する火災発生時に対応する活動に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。 1.3 資機材の配備 事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。 1.4 文書の整備 <u>埋設技術課長</u> は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 (1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。 (2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。 (3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。 1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。 2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。						添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第50条の2及び第50条の3関連） 1 火災 <u>安全管理課長</u> は、火災発生時のための体制の整備として、次の1.1から1.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 1.1 要員の配置 <u>安全管理課長</u> は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊（第52条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 1.2 教育訓練の実施 <u>安全管理課長</u> は、該当する要員に対して、第63条に関連する火災発生時に対応する活動に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。 1.3 資機材の配備 事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。 1.4 文書の整備 <u>安全管理課長</u> は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 (1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。 (2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。 (3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。 1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。 2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。						・組織改正に伴う業務所掌再編の反映  ・組織改正に伴う業務所掌再編の反映  ・組織改正に伴う業務所掌再編の反映



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (26/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。</p> <p>4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。</p> <p>(4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。</p> <p>(5) 3号埋設クレーンに設置するITVカメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えい<del>を早期に</del>発見できるようにすること。</p> <p>(6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>(7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>(8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。</p> <p>(9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>1.5 評価・改善  <b>埋設技術課長</b>は、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置                  センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<b>する</b>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 自然災害等  <b>埋設技術課長</b>は、自然災害等発生時のための体制の整備として、次の2.1から2.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置  <b>埋設技術課長</b>は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第52条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.2 教育訓練の実施  <b>埋設技術課長</b>は、該当する要員に対して、第63条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。                  各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備                  事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備  <b>埋設技術課長</b>は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。</p>	<p>3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。</p> <p>4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。</p> <p>(4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。</p> <p>(5) 3号埋設クレーンに設置するITVカメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えい<b>も</b>発見できるようにすること。</p> <p>(6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>(7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>(8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。</p> <p>(9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>1.5 評価・改善  <b>安全管理課長</b>は、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置                  センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<b>させ</b>るとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 自然災害等  <b>安全管理課長</b>は、自然災害等発生時のための体制の整備として、次の2.1から2.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置  <b>安全管理課長</b>は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第52条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.2 教育訓練の実施  <b>安全管理課長</b>は、該当する要員に対して、第63条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。                  各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備                  事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備  <b>安全管理課長</b>は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>



濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第27次改正) 新旧対照表 (27/27)

現 行	改正後	変更理由
<p>各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 地震</p> <p>1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</p> <p>2) 地震発生 の 認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>(2) 火山(降灰)</p> <p>1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋設施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p>2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2.5 評価・改善</p> <p><b>埋設技術課長</b>は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 <b>する</b> とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 地震</p> <p>1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</p> <p>2) 地震発生 の 認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>(2) 火山(降灰)</p> <p>1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋設施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p>2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2.5 評価・改善</p> <p><b>安全管理課長</b>は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 <b>させる</b> とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p> <p>・組織改正に伴う業務所掌再編の反映</p>